

鯖江市地域公共交通計画および鯖江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

鯖江市地域公共交通計画および鯖江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

(3) 発注者

鯖江市地域公共交通活性化協議会

2 目的

本市は少子高齢化社会を迎えた中でも、市民の自動車依存率が高い地域である。そのため、利便性の高い公共交通の維持、確保、財政面に配慮した、誰もが利用しやすく、かつ持続可能な公共交通体系を構築することが喫緊の課題となっており、令和3年12月に鯖江市地域公共交通計画（第2期）を策定した。

しかし、令和6年3月の北陸新幹線開業を受けて、ハピラインふくいが開業するなど、本市を取り巻く環境は大きく変化し続けている。

令和8年度は現行計画の最終年度のため、本業務では、現行計画で設定した計画目標の達成状況および主な取組の進捗状況を把握・評価した上で、現行計画策定以降の社会情勢の変化を踏まえ、現行計画の見直しを行い、新たに「鯖江市地域公共交通計画」（第3期）および「鯖江市地域公共交通利便増進実施計画」（以下、「次期計画」という。）を策定することを目的とする。

3 業務内容

(1) 計画準備

業務実施に当たり、業務の目的や趣旨を把握し、業務内容を確認した上で、業務計画書の作成を行う。

(2) 本市の現状把握の整理

本市の地勢・地理、人口関連の整理（分布、高齢化率および将来人口等）、主要な施設（公共施設、商業施設、医療・福祉施設、教育施設等）の分布について既存資料等を用いて整理する。

なお、必要なデータ等は受託者から発注者に依頼し、可能な範囲で提供する。

(3) 公共交通の現状把握

本市の公共交通分担率や人口流動、市内を運行する公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等）のネットワークと運行状況や利用状況、運行に係る経費、運賃収入や補助金等の収支状況等を整理する。

なお、必要なデータ等は受託者から発注者に依頼し、可能な範囲で提供する。

(4) 上位・関連計画の整理

本市の都市計画マスタープラン等の関連計画を整理するとともに、近隣市町や庁内関係部局における公共交通関連施策等についても整理を行い、本市における公共交通の位置付けを明確にする。

なお、必要な関連計画等は受託者から発注者に依頼し、可能な範囲で提供する。

(5) 現計画のフォローアップ

現在の地域公共交通計画における計画目標・評価指標の達成状況について定量的評価を行うとともに、計画に位置付けられた各種事業の実施状況に関するフォローアップを行う。

(6) 公共交通に関する実態・ニーズ把握

運行事業者へのヒアリング、下記①～⑤に挙げるような、公共交通の利用実態分析、人流ビッグデータ等を活用した人流分析、現行のコミュニティバスや鉄道による移動の分析および市民意識調査の分析を行う。

①地域公共交通等の現況調査

本市の人口、主要施設の立地状況等の地域特性を整理する。

既存の鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の地域公共交通、自家用有償旅客輸送、外出支援サービス等の内容（運行ルート、運行頻度等）を整理し、鉄道、バス等の利用者数について整理する。

②つつじバス利用者実態調査

市営コミュニティバス「つつじバス」の利用者の実態を把握するため、利用者へのアンケート調査を実施し、調査結果の入力、集計、分析を行う。

- ・調査方法：調査員がコミュニティバスに乗車し、直接調査票を配布・回収（必要に応じてヒアリングを実施）

- ・各利用者にハガキタイプの調査票を配布し、郵送または WEB 回答

- ・平日および日曜日の昼間時間帯（調査員 10 人想定）

<設問例>

- ・各交通手段の利用頻度、公共交通利用時の利用目的及び目的地等

- ・公共交通に対する満足度、改善要望

- ・個人属性（性別・年齢・自宅住所・免許・自動車有無等）

③ハピラインふくい線、福井鉄道福武線利用者実態調査

ハピラインふくい線および福井鉄道福武線の利用者の実態を把握するため、利用者へのアンケート調査を実施し、調査結果の入力、集計、分析を行う。

- ・調査方法：調査員が各駅にて、直接調査票を配布・回収（必要に応じてヒアリングを実施）

- ・各利用者にハガキタイプの調査票を配布し、郵送または WEB 回答

- ・平日および日曜日の昼間時間帯（調査員 10 人想定）

<設問例>

- ・各交通手段の利用頻度、公共交通利用時の利用目的及び目的地等
- ・公共交通に対する満足度、改善要望
- ・個人属性（性別・年齢・自宅住所・免許・自動車有無等）

④市民意向調査

鯖江市民を対象として、市民の生活交通に関する移動実態および意向を把握するため、アンケート調査を実施し、調査結果の入力、集計、分析を行う。調査は、鯖江市内の 15 歳以上の市民から無作為に抽出した 2,000 人を対象として郵送方式で行う。（Web 回答にも対応すること。）

ただし、配布対象者の抽出とラベル印刷は、発注者が行う。

<設問例>

- ・通勤・通学先（目的地、移動手段、通勤通学時の公共交通への転換可能性）
- ・各交通手段の利用頻度、公共交通利用時の利用目的及び目的地等
- ・公共交通に対する満足度、改善要望
- ・個人属性（性別・年齢・自宅住所・免許・自動車有無等）

⑤つつじバスの運行ダイヤおよび路線の検討

地域公共交通計画の目標達成に向けて、コミュニティバスの利用状況および利用者意向を踏まえ、利便性が高く、分かりやすい運行ダイヤおよび路線の検討を行う。

（7）本市の 地域公共交通に関する問題点・課題の整理

（1）～（6）の検討結果を踏まえ、本市における公共交通の問題点・課題を次の視点により整理する。

- ・市内全体を見渡して使いやすい公共交通の配置
- ・市外からの来訪者移動手段（二次交通）の確保
- ・公共交通の利用促進（継ぎ目がない公共交通の実現等）
- ・サービス水準
- ・市の財政負担
- ・持続可能性の確保
- ・その他

（8）次期計画の基本方針・目標検討

（7）の結果を踏まえて、既存の鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通、公共ライドシェア、一般乗用タクシー等、多様な公共交通モードによる役割分担を検討する。

また、本市における地域公共交通の基本方針や目標を検討し、目標の達成状況について評価する成果指標を設定し、PDCA の具体的内容を検討する。

(9) 目標実現のため施策検討・選定

(8) で設定した基本方針・目標を達成するための施策を提案する。提案する施策は、関連計画との整合を図るとともに、国の公共交通施策の動向も見据え、国庫補助対象路線の必要性や系統の役割や地域の関係者相互間の連携等、計画へ記載することが努力義務である内容も盛り込み、移動手段の確保だけではなく、移動の目的を達成するための施策についても提案することとする。

施策の選定については、施策を実施した際の効果と実施するための概算費用を試算し、費用対効果の高い施策を選定する。また、地域住民や各事業者から聴取した意見を踏まえて、既存の公共交通事業者の利益を毀損しないよう実現可能性の高い施策を選定することとする。なお計画の進捗を把握するためのモニタリング方法、特に指標の選定について検討することとする。

(10) 次期計画の作成

本業務での検討結果を踏まえて、次期計画を作成する。作成にあたっては「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（第4版令和5年10月）」を参考にすること。作成した計画案はPDF等電子データにより納入すること。

また、次期計画についてパブリックコメントを実施する際に必要な支援を行うとともに、パブリックコメントで得られた意見等について整理を行い、次期計画への反映を行う。

各計画作成にあたり、下記の要件を必ず盛り込むこと。

【鯖江市地域公共交通計画】

①抽出課題の整理及び対応方針の検討

前項までの整理に基づき、市域全体における公共交通がかかえる課題を整理するとともに、大まかな対応方針を検討する。

②目指すべき公共交通網の検討

将来の鯖江市の各公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバス等）の役割分担及び将来ネットワークのイメージを作成する。

③目標指標の検討及び設定

総合計画及び都市計画マスタープランまたは前回計画等との整合に留意しつつ、公共交通に関する基本方針及びそれに基づく目標（数値目標、評価指標等）を設定する。

④計画の施策体系の検討とりまとめ

関係主体（市、県及び周辺自治体、交通事業者、企業、住民等）が協力して進めるべき公共交通施策体系を検討する。なお、施策体系の提案にあたっては、施策・事業の内容、実施時期、実施主体を明確にする。また、コミュニティバスについては、運行ルート及び事業内容を明記する。

⑤計画の推進体制と進捗管理方法の検討

計画に掲げられた事業の実施に向けた推進体制や進行管理（フォローアップ）に係る方法の検討を行う。

⑥その他計画の実施に必要な事項

【鯖江市地域公共交通利便増進実施計画】

- ・計画概要と関連計画の整理
- ・事業の内容及び実施主体（路線の再編、運行回数・運行時刻の変更、その他）
- ・利便増進事業に関連して実施する事業
- ・地方公共団体による支援の内容
- ・実施予定期間
- ・事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ・事業の効果
- ・その他利便増進事業の運営に関する事項

(11) 会議運営等の支援

次期計画策定に係る鯖江市地域公共交通活性化協議会や庁内検討会議の運営の支援（会議資料の作成、会議への同席・説明補助、議事録の作成等）を行う。

なお、各会議 6～7 回程度開催するものとする

(12) 報告書の作成

業務完了後に報告書の取りまとめを行い、成果報告書として策定した計画とともに、紙媒体および PDF の電子データにより納入するものとする。

- ・成果報告書 正副 1 部ずつ+PDF 等の電子データ
- ・鯖江市地域公共交通計画 100 部製本+PDF 等の電子データ
- ・鯖江市地域公共交通利便増進実施計画 50 部製本+PDF 等の電子データ

(13) 打ち合わせ 協議の実施

委託業務内容の円滑な履行のため、双方の情報共有を確実に行うため、必ず管理技術者が立ち合いの上で、十分な回数の協議を実施するものとする。

また、打合せ協議については対面形式、オンライン形式の別は問わないものとする。

4. 留意事項

（１）本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

（２）事業実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年第 57 号）を遵守しなければならない。

（３）本市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

（４）本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要およびその先の概要およびその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会が承諾した場合はこの限りではない。

（５）委託料の支払いは、年度業務が完了後に年度毎の一括支払いとする。

5. その他

本仕様書は事業の概要を示したものであり、詳細については、委託者と受託者による協議の上、必要な変更を加えて決定するものとする。

本仕様書に定めのない事項および本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、協議会と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本事業に含まれるものとする。